猪名川町防災・減災条例（案）

令和　　年　　月　　日

条　例　第　　　　　号

近年、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする大規模地震や記録的な集中豪雨による未曾有の大災害が各地で頻繁に発生し、多くの尊い命や財産が失われるなど甚大な被害をもたらしている。また、多くの土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を抱える本町において危機管理の重要性が大きくなっている。

このような多様な危機に迅速かつ的確に対応するためには、これら危機に対する災害対策基本法に基づく猪名川町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）、水防法に基づく猪名川町水防計画（以下「町水防計画」という。）、その他法令等の規定に基づく各計画を横断的に捉え、有機的に対処する必要があり、町は、防災・減災の総合的な推進を図る責務を有している。

以上の認識に立ち、町が主体となって、町民等、自主防災組織、事業者及び防災関係機関の協力を得ながら、ともに力を合わせて、防災・減災に強い地域づくりを進め、町民等の生命、身体及び財産を守るため、この条例を制定する。

目次

前文

第１章　総則（第１条－第３条）

第２章　町の責務（第４条－第６条）

第３章　町民等及び自主防災組織の責務（第７条）

第４章　事業者の責務（第８条）

第５章　災害予防・応急対策（第９条－第２２条）

第６章　災害復旧・復興対策（第２３条）

第７章　他の地方公共団体への支援（第２４条）

附則

第１章　総則

（目的等）

第１条　この条例は、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、基本理念を定め、町、町民等、自主防災組織及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、総合的、計画的かつ効果的な防災・減災対策の推進を図り、もって災害に強いまちの実現に資することを目的とする。

２　防災・減災に関し、この条例に規定する事項について、法令又は他の条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の及ぼす被害の程度においてこれらに類する大規模な事故により生ずる被害をいう。

⑵　防災・減災　災害を未然に防止するとともに、災害時における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧を図ることをいう。

⑶　町民等　町住民基本台帳に登録されている住民及び町の区域内（以下「町内」という。）に居住し、勤務し、又は滞在する者をいう。

⑷　自主防災組織　町内において、町民等の隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動を行う団体をいう。

⑸　事業者　町内において事業を行う個人又は法人、病院、教育施設（町立学校園を除く。）、社会福祉施設（保育所等を含む。）等をいう。

⑹　防災関係機関　町地域防災計画に定める県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体をいう。

（基本理念）

第３条　防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び町が町民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、町、町民等、自主防災組織、事業者及び防災関係機関がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念とする。

第２章　町の責務

（町の基本的責務）

第４条　町は、町地域防災計画、町水防計画、その他法令等の規定を基本として、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災・減災対策を講ずるよう努めなければならない。

２　町は、防災・減災対策の実施に当たっては、町民等、自主防災組織、事業者、防災関係機関、国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携・協力に努めなければならない。

３　町は、防災・減災対策の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（町業務継続計画）

第５条　町は、災害等が発生した場合における町民等生活の安定を図るため、災害等が発生した場合において中断した通常業務の早期再開、優先されるべき業務の継続等を図るために必要な手段、体制等を定める計画（以下「町業務継続計画」という。）を作成し、公表するとともに、当該町業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証して当該町業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。

（町職員の責務）

第６条　町職員は、防災・減災対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに防災・減災対策に関する必要な業務に従事し、町民等の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

第３章　町民等及び自主防災組織の責務

（町民等及び自主防災組織の責務）

第７条　町民等は、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主防災組織の結成、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取り組みを行うよう努めるものとする。

２　町民等は、災害時に備えるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

⑴　家族等の安否確認の手段の取り決め

⑵　災害情報の入手手段の確保

⑶　避難場所、避難経路及び避難方法の確認

⑷　３日分以上の食料及び飲料の確保

⑸　非常持出品の準備

⑹　家具等の転倒防止及び落下防止の対策

⑺　自宅の耐震性の確保

⑻　その他災害に対する備え

３　自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めるものとする。

４　町民等及び自主防災組織は、町の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

第４章　事業者の責務

（事業者の責務）

第８条　事業者は、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取り組みを行うよう努めるものとする。

２　事業者は、災害時における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めるものとする。

３　事業者は、町の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

４　事業者は、災害時に備えるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

⑴　従業員等の安否確認の手段の確保

　⑵　災害情報の収集手段の確保

　⑶　避難場所、避難経路及び避難方法の確認

　⑷　３日分以上の食料及び飲料の確保

　⑸　事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策

　⑹　施設の耐震性の確保

　⑺　その他災害に必要な備え

第５章　災害予防・応急対策

（他の地方公共団体及び事業者との協定の締結）

第９条　町は、災害の拡大を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体と相互応援に関する協定を締結するよう努めなければならない。

２　町は、災害時において、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資、緊急輸送等の確保並びに施設及び設備の応急の復旧が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ関係事業者との間で協力の確保に関する協定を締結するよう努めなければならない。

３　町は、大規模災害に備え、猪名川町産業拠点地区防災連絡協議会に対し、防災に関する連携及び協力を求めるよう努めなければならない。

（自主防災活動への支援）

第１０条　町は、町民等、自主防災組織及び事業者の自主防災活動への支援を行うよう努めなければならない。

（防災士の養成）

第１１条　町は、地域の防災リーダーである防災士の育成に努めるとともに、防災士で構成される組織（以下「防災士組織」という。）に支援を行うよう努めなければならない。

（自主防災組織及び防災士組織のネットワークの構築）

第１２条　自主防災組織及び防災士組織は、それぞれの有する防災に関する知識、経験等を共有するとともに、平常時及び災害時において相互に連携し、効果的な活動を行うことができるよう組織のネットワークの構築に取り組むよう努めるものとする。

２　町は、前項に定めるネットワークの構築にあたり支援を行うよう努めなければならない。

（ボランティア活動への支援）

第１３条　町は、ボランティア活動を行う団体との連携を図るとともに、災害時において、当該団体の活動が円滑に行われるよう、町社会福祉協議会と協力し、環境の整備に努めなければならない。

（防災・減災に関する知識の普及等）

第１４条　町は、町民等及び事業者が防災・減災についての理解と関心を深めることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

２　町は、学校教育及び社会教育における防災・減災に関する教育の実施に努めなければならない。

（防災訓練等の実施）

第１５条　町は、町職員の防災・減災対策に関する能力の向上を図るため、町職員に対する防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

２　自主防災組織は、毎年１回以上、防災訓練を行うよう努めるものとする。

３　町民等は、町、自主防災組織等が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

４　事業者は、町、自主防災組織等が行う防災訓練に参加するよう努めるとともに、自ら防災訓練を行うよう努めるものとする。

（広告塔等の落下等の防止）

第１６条　町内の広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている工作物（以下「広告塔等」という。）を所有し、又は管理する町民等、事業者は、地震、暴風等による当該広告塔等の落下及び倒壊を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（避難に関する情報の提供等）

第１７条　町は、災害時に備え、町民等、自主防災組織及び事業者に対し、災害の危険から逃れるために緊急に避難する場所として町長が指定する場所（以下「避難場所」という。）及び災害により自宅に留まる事ができない町民等が一時的に避難生活を行う場所として町長が指定する場所（以下「避難所」という。）の名称、位置その他避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

２　町は、災害時に備え、災害に関する情報、避難の指示等を町民等、自主防災組織及び事業者に迅速かつ的確に提供し、又は伝達するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　町は、災害時に、町内における被害の状況を速やかに把握するため、自主防災組織に対し、地域における被害の状況に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

４　町民等、自主防災組織及び事業者は、あらかじめ避難場所、避難所、避難経路等の確認に努めるとともに、災害に関する情報の収集手段の確保に努めるものとする。

５　町民等、自主防災組織及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら積極的に災害に関する情報の収集に努めるものとする。

（豪雨等による浸水及び土砂災害からの避難対策）

第１８条　町は、豪雨に対して雨量及び河川の水位の観測体制を強化するとともに、気象情報を早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測するよう努めなければならない。

２　町は、土砂災害に対して観測体制を強化するとともに、気象情報を早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測するよう努めなければならない。

３　町は、町民等、自主防災組織及び事業者に情報の迅速な伝達を行うため、情報伝達システムの整備に努めなければならない。

（避難所の運営）

第１９条　町は、災害時に備え、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能の充実に努めなければならない。

２　町は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の管理者及び関係者、自主防災組織、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。

３　町民等は、災害時に、避難所の運営に協力するよう努めるものとする。

（避難行動要支援者への支援）

第２０条　町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への支援に関する計画の作成に努めなければならない。

２　町は、避難行動要支援者に対する地域支援団体の避難支援の取り組みが地域の特性に応じ効果的に行われるために、地域支援団体に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

３　地域支援団体は、災害時において、避難行動要支援者の安否の確認、救出及び救護を迅速に行うことができるよう、あらかじめ当該避難行動要支援者に関する情報の収集及び更新を行うとともに、第１項で定める計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

４　避難行動要支援者は、近隣住民との交流を行うよう努めるとともに、地域支援団体が行う前項の措置に協力するよう努めるものとする。

（物資の確保）

第２１条　町は、災害時に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。

（緊急輸送の確保）

第２２条　町民等、自主防災組織及び事業者は、災害時に、緊急輸送路の確保に協力するよう努めるものとする。

第６章　災害復旧・復興対策

（災害復旧・復興対策）

第２３条　町及び道路管理者並びに電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む事業者は、町地域防災計画に定めるところにより、相互に連携して災害復旧に努めるものとする。

２　事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、その所有し、又は管理する施設及び設備の早期の復旧並びに事業の早期の再開に努めるものとする。

３　町、町民等、事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、相互に協力のうえ速やかな復興に努めるものとする。

４　町は、生活面等の課題が解決されていない被災者を対象とした生活復興を支援するため、弁護士等で構成される組織と協力し、体制の構築に努めなければならない。

第７章　他の地方公共団体への支援

（他の地方公共団体への支援）

第２４条　町は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生し、支援が必要と認めるときは、協定・覚書等に基づき、被災した地方公共団体に必要な支援を行うものとする。

２　町民等及び事業者は、前項に規定する支援について、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

　　　附　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。